**農地法第3条許可申請手続**

農地法第3条の規定による許可の申請をされる方は下記の書類が必要となります。

申請を行う際は，譲渡人，譲受人ご一緒に農業委員会においでください。

（申請人が来ることができない時は委任状が必要です。）

**申請人が個人の場合**

**許可申請書**

　　代理申請の場合は，委任状が必要です。

**申請地の全部事項証明書（登記簿謄本）**

　 １筆につき１通。法務局で交付を受けてください。

　 　※全部事項証明書の住所と現住所が違う場合は，住所異動が確認できる住民票又は戸籍の附票

**その他**

・貸借権の設定の場合は，契約書に印鑑（認印）が必要です。

・必要に応じ別途書類の提出を求めることがあります。

**申請人が市外在住の場合**

上記の個人申請の書類に加えて，次の書類を提出してください。

　・耕作証明書

　・住民票の写しなど国籍が確認できるもの

**申請人が法人の場合**

上記の個人申請の書類に加えて，次の書類を提出してください。

**・**法人の登記事項証明書　　　１通

**・**定款又は寄付行為の写し　　１通

**・**役員会会議記録又は議決書　１通

（定款の中で取得事項が役員会又は総会の議決事項のとき）

**申請に係るスケジュール**

・申請受付締切日：毎月10日（土日祝日の場合は翌日）

・農業委員会定例総会開催：毎月25日（土日祝日の場合は翌日）

・総会前に現地調査を行います。

・農業委員会で議決されれば，許可書を発行いたします。

申請についてご不明な点がありましたら，大崎市農業委員会事務局までご連絡ください。

**お問い合わせ**

大崎市農業委員会事務局

〒989-6117　大崎市古川旭四丁目１番１号（宮城県大崎合同庁舎 2階）

電話番号　0229-23-2219